

第3回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
－事務局まとめ－

(第3回専門部会：平成23年11月11日)

【地域支援ネットワークの強化について】

- 共有ガイドラインを策定するにあたっては、実施主体が変わる切れ目のところの情報共有の仕組みをルール化していくことがとても大事である。(柏女委員)
- 全国的には、児童家庭支援センターが児童相談所から受託し、措置費で保護者支援ができるようになっている。東京都では、子ども虐待防止センターが行う事業を指導委託のように行い、税金を投入するようなことを検討してほしい。(柏女委員)
- 子供家庭支援センターも、先駆型、虐待対応が強調される中で、子育て支援の方が少し後退し、行政の直営となり民間の力を生かし切れていない場合がある。もっと民間の力を活用してもいい。(松原委員)
- 要保護児童対策地域協議会や地域のネットワーク同士の経験交流等に支援をするなど、各組織が独自で行っている様々な取組みをタイムリーに共有し工夫しながら、全体として高め合っていく仕組みをつくる必要がある。(磯谷委員)
- 東京ルールは理想的には正しいと思うが、必ずしも人気がない。例えば、かなり細かく、相談・送致・通告等の定義が書いてあり、必要なことではあるがアレルギーもあるのかもしれない。共有ガイドラインを考える際、このような点を克服した上で策定することも考えていく必要があるのではないか。(磯谷委員)
- 新東京ルールの策定では、区・市町村は十分に議論に参加できず、やや押しつけられてしまったような状況であったため、共有ガイドラインの策定では、区・市町村と共同して作業をしてほしい。(松原委員)
- 要保護児童対策地域協議会について、会議が十分機能しているのかチェックできるような仕組みや、第三者からのチェックを受けるような制度が設けられないか。また、地域の先駆的な取組みを大いに紹介し、交流する機会を持って、横のつながりを強めるのは有効である。(武藤委員)
- 社会的養護施設は、虐待予防のところから、地域や子育て支援に積極的に参画していくことが必要。まずは力量のある施設から児童家庭支援センターの役割を担っていくようにする、というようなことも考えられるのではないかと。今後の東京の子供家庭の拡充の中に、児童福祉施設を有効に使ってほしい。(武藤委員)
- 都内の各区・市町村で、皆で子育てをしていくという趣旨の条例や規則等（子供虐待防止条例や子育て支援条例等）をつくっているところがあるのではないかと。そういう事例を集めてほしい。(柏女委員)